

ひたちなか市環境審議会運営規程

平成 6 年 11 月 1 日

訓令第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、ひたちなか市附属機関の設置に関する条例(平成 6 年条例第 15 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、ひたちなか市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の構成)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内をもって構成するものとする。

(審議会の任務)

第 3 条 審議会は、審議事項を専門的かつ能率的に処理するため審査及び調査を行うものとする。

(事務局)

第 4 条 会議の事務局は、市民生活部環境保全課が担当する。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年訓令第 6 号)

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。